

第 3 7 7 号 答 申

第 1 審査会の結論

公立大学法人名古屋市立大学（以下「実施機関」という。）が、本件審査請求の対象となる行政文書を非公開とした決定は、妥当である。

第 2 審査請求に至る経過

- 1 令和 3年 3月26日、審査請求人は、名古屋市情報公開条例（平成12年名古屋市条例第65号。以下「条例」という。）に基づき、実施機関に対し、次に掲げる行政文書の公開請求（以下「本件公開請求」という。）を行った。

職員 A（腎臓内科医）、B（看護師）

→氏名が変わったのなら、氏名も。

上記 2名の現在の勤務場所、勤務場所住所、自宅住所

これら以外でも訴状の送達が可能な住所

- 2 同年 4月 2日、実施機関は、本件公開請求について、請求の対象となる行政文書（以下「本件対象文書」という。）を取得していないことを理由として、非公開決定（以下「本件処分」という。）を行い、その旨を審査請求人に通知した。
- 3 同月16日、審査請求人は、本件処分を不服として、公立大学法人名古屋市立大学に対して審査請求を行った。

第 3 実施機関の主張

決定通知書及び弁明書によると、実施機関は、本件対象文書を非公開とした理由について、おおむね次のとおり主張している。

- 1 請求があった 2名は既に退職しているため、この 2名の現在の氏名、現在の勤務場所とその住所及び現在の自宅住所に係る文書は存在しない。また、「これら以外でも訴状の送達が可能な住所」に係る文書についても存在しない。
- 2 なお、例え文書が存在していた場合でも、請求のあった 2名の現在の氏名、現在の勤務場所とその住所及び現在の自宅住所については、特定の個人を識別することができるもののうち、通常他人に知られたくないもの又は他の情

報と組み合わせることにより特定の個人を識別できると認められるもの及び特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがある等と認められるため、名古屋市情報公開条例第7条第1項第1号に該当し、非公開である。

3 以上のことから、本件処分は妥当なものであり、本件審査請求は理由のないものである。したがって本件審査請求を理由のないものとして棄却すると
の裁決を求めるものである。

第4 審査請求人の主張

1 審査請求の趣旨

本件処分を取り消すとの裁決を求めるものである。

2 審査請求の理由

審査請求人が審査請求書、反論意見書及び口頭意見陳述で主張している審査請求の理由は、おおむね次のとおりである。

(1) 市大病院の医療事故が、本件公開請求の発端である。民事訴訟に際して、被告であるA及びBに訴状が届かないので、住所を請求したのであり、訴状が勤務先である実施機関に届いていれば、請求することもなかった。

(2) 本来、訴状は実施機関が受け取ればよいのであり、それがだめなら、代理人弁護士事務所の住所でも良いのである。職員の訴状を受け取らないことは不誠実である。

(3) 実施機関は、問題をすりかえ、個人情報をお教えしない等と、的外れな返答をしているだけである。

(4) 実施機関は、医療事故を起こしたのだから、誠意をもって被害者に対応すべきところをせず、また、訴状も職員に渡さなかったが、後に渡したのだから、文書が存在しないというのに、なぜ訴状を送達できたのか疑問である。

第5 審査会の判断

1 争点

本件対象文書の有無が争点となっている。

2 条例の趣旨等

条例は、第 1条で規定しているように地方自治の本旨にのっとり、市民の知る権利を尊重し、行政文書の公開を求める権利を明らかにし、名古屋市の保有する情報の一層の公開を図り、もって市政に関し市民に説明する責務が全うされるようにし、市民の市政への参加を進め、民主的で公正かつ透明性の高い市政の推進に資することを目的として、制定されたものである。

当審査会は、この条例の原則公開の理念に立って、条例を解釈し、本件事案を判断する。

3 本件対象文書について

(1) 本件対象文書は、A及びBの現在の氏名、勤務場所、勤務場所住所及び自宅住所又はこれら以外に訴状の送達が可能住所が記載された行政文書である。

(2) 実施機関によると、公開請求日時時点でA及びBは既に退職していたとのことであるが、A及びBが実施機関の職員であったことを踏まえると、退職時点又は退職後であっても源泉徴収に係る事務等、実施機関が事務処理上必要な範囲内で確認した時点におけるA及びBの氏名、勤務場所、勤務場所住所及び自宅住所（以下「本件情報①」という。）又はそれら以外の住所（以下「本件情報②」という。）が記載された何かしらの行政文書が存在する可能性はある。しかし、本件情報①が現在のものと一致している、あるいは本件情報②が訴状の送達が可能なものであるという確実性はない。

(3) もっとも、本件処分にあたりA及びB本人に対して本件情報①が現在のものと一致しているか、あるいは本件情報②が訴状の送達が可能なものであるか否かを確認することはあり得るが、在職中であるならまだしも退職している以上、実施機関がA及びBに対してそれらを確認していないとしても不自然な点はない。そのため、仮にそのような行政文書が存在していたとしても当該行政文書を特定しなかったことは不合理とまでは言えない。

(4) したがって、本件対象文書は存在しないと認められる。

4 審査請求人は、その他種々主張しているが、本件処分の妥当性については、上記において述べたとおりであり、当審査会の結論に影響を及ぼすものではない。

5 上記のことから、「第 1 審査会の結論」のように判断する。

第 6 審査会の処理経過

年 月 日	内 容
令和 3年 5月10日	諮問書の受理
7月14日	弁明書の写しの受理
8月20日	反論意見書の受理
令和 4年11月 4日 (第55回第 2小委員会)	調査審議
12月 2日 (第56回第 2小委員会)	調査審議
同日 (第56回第 2小委員会)	審査請求人の意見を聴取
令和 5年 1月13日 (第57回第 2小委員会)	調査審議
2月 9日	答申

(答申に関与した委員の氏名)

委員 小野木昌弘、委員 森絵里、委員 米澤孝充